令和元年11月11日施行

|  |
| --- |
| 長崎市は、「長崎市環境基本条例」及び「ながさき環境都市宣言」に掲げる理念に基づき、環境への負荷の低減を図るため、**申請書用紙は、再生紙の使用**をお願いします。 |

**開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書**

**漁業従事者（添付書類）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 図　書　類 | 様式・記入要領 | 担当課 |
| １ | 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（正・副各1部、副はコピー可） | 長崎市都市計画法施行細則  （第49号様式）  ※申請書の訂正は原則、申請者の訂正印（捨印可）。  設計者の訂正印で訂正する場合は委任状等を添付すること。 | ホームページよりダウンロードできます |
| ２ | 都市計画法第29条第1項第2号にいう漁業を営んでいることを証明する事項書 | 様式あり | ホームページよりダウンロードできます |
| ３ | 漁業者証明書 |  | 漁協など |
| ４ | 漁業所得証明書、出荷証明等 |  | 漁協、市場など |
| ５ | 漁業許可証（写し） |  |  |
| ６ | 漁船登録票（写し） |  |  |
| ７ | 漁船の写真 | 漁船全体と漁船登録番号が確認できるもの |  |
| ８ | 住民票 |  | 各地域センター |
| ９ | 公図〔字図〕（申請敷地） | 概ねの区域を赤線又は赤着色 | 法務局 |
| 10 | 土地登記事項証明書〔要約書でも可〕 | 登記地目を確認 | 法務局 |
| 11 | 現況写真（申請敷地） | 区域を赤線 |  |
| 12 | 位置図　（申請敷地） | 区域を赤線又は赤着色 |  |
| 13 | 配置図　（申請敷地） | 区域を赤線 |  |
| 14 | 建築物の平面図・立面図（敷地の断面も明記） |  |  |

※　長崎市都市計画法施行細則の様式は長崎市のホームページに載っています。